

The Development and Challenges of the Movement of People with disabilities in China - Focusing on the activities of civil society organizations since 2008 -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/00061498

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



学 位 論 文 要 旨

Dissertation Abstract

学位請求論文題名 Dissertation Title

中国における障害者運動の展開と課題—2008年以降の民間障害者団体の活動を中心に—

(和訳または英訳) Japanese or English Translation

The Development and Challenges of the Movement of People with disabilities in China —Focusing on the activities of civil society organizations since 2008

人間社会環境研究科 人間社会環境学 専 攻 (Division)

氏 名 (Name) 杜 林

主任指導教員氏名 (Primary Supervisor) 田邊 浩

(注) 学位論文要旨の表紙

Note: This is the cover page of the dissertation abstract.

<博士論文要旨>

中国における障害者運動の展開と課題
—2008年以降の民間障害者団体の活動を中心に—

杜 林

Abstract

In the field of disability studies, the issues of the disability movement and the establishment of rights have received a lot of attention. In recent years, people with disabilities in China have developed rights advocacy activities, but there are little research has been done. In this paper, I described the progress on the development of activities of persons with disabilities in China, what kind of results were made to protect the rights of persons with disabilities, and what kind of issues will be the future have been discussed. At first, I examined the situation of the people with disabilities in China. Then I discussed the movement of people with disabilities in the United States, the United Kingdom, and Japan, and presented what is necessary to promote the development of the movement for people with disabilities. Based on these results, I conducted the interview survey to disability groups in China, and examined the achievements and challenges of the movements. Finally, the characteristics and the issues of the movement of people with disabilities in China have been pointed out.

本研究は、中国における障害のある人びとをめぐって、その置かれた環境がどのように変化してきたのか、とりわけ2008年以降の民間障害者団体の活動に注目し、よりよい環境を実現するために、障害当事者やその支援者がどのようにして障害者運動を組織し、現実を変えようとしてきたのかを明らかにしようとするものである。

まず、中国における障害のある人びとが置かれている実態を検討し、障害のある人びとの権利、福祉の現状を明確にした。つぎに、福祉先進国における障害のある人びとの自立生活の実現に至るまで、障害者運動の展開、障害思想の歴史的形成と変遷、国家の障害福祉システムを考察し、障害のある人の権利確立を支える条件や課題について明確にした。そして、中国における障害者運動が現段階では社会にどのような変革をもたらしているかについて明らかにするために、発展している障害者団体にインタビュー調査を実施し、展開の活動を後づけた。調査を通じて中国の障害者団体は権利を守るために、どのような成果を上げ、今後どのようなことが課題となるかを明らかにした。最後に、先進国の障害者運動から提示された課題に照らし合わせて、中国における障害者運動の現状について

評価し、障害者福祉を支援するために、中国の障害者運動の展開の方向性について提言を試みた。

1 研究の背景と目的

障害者権利条約が国連において採択されて以来、障害のある人に対する差別の解消と権利擁護は着実に前進してきたが、そこに至るまでに、多くの福祉先進国では非常に長く、闘争に満ちた道を経てきた。特に、当事者運動が重要な役割を果たしてきた。1980年代から世界各地で多くの障害のある人びとが自らの権利を主張し、障害のある人びとが一連の理念や戦略を通じて運動を展開し、行政との交渉を行い、それによって社会的に差別される状況が改善され、世界の障害観も変えるようになった。このような当事者運動により、障害のある人びとに対する保障制度や福祉政策も大きく改善されるようになった。そのため、こうした障害のある人びとの自立生活を可能にする諸条件と課題については、福祉先進国が通ってきた道から明確にすることができると考えられる。

一方、中国は障害者権利条約をいち早く批准したが、障害のある人びとの権利を擁護するための運動も展開されてきたとはいえ、まだ初期の段階にあり、福祉先進諸国で何十年間にわたって発達してきた障害者運動と比べると、いまだ十分な広がりをもっていないと言える。また、それに関する研究もまだ十分に展開されておらず、福祉先進国の運動事例を取り上げながら分析する研究はなされていない。したがって、この間隙を埋めることは、中国における障害のある人びとについて研究し、その福祉向上を目指すうえで、意義を有するものになると考える。

2 研究の方法と課題

本研究では、中国の障害関連諸政策と筆者が実施した現地調査で得られたデータを踏まえながら、中国の障害福祉体制、障害のある人びとが置かれている全体的な現状を明らかにする。また、中国の障害観、政府主導の障害者連合会の役割と主張、民間の障害者運動が発足する前の状況について述べる。そして、近年中国社会で活躍しているいくつかの障害者当事者団体および非当事者団体に対して調査を行い、どのような社会活動を行っているのか、どのような障害思想を宣伝しているのか、どのような福祉サービスを提供しているのかといった課題をめぐり、関係資料と照らし合わせながら、中国の障害者運動の展開の成果と課題、自立生活に対する意識等を検討する。

以上の分析によって、現在の中国における障害者運動の展開状況、権利擁護の現状および障害のある人の生活の現状の諸問題を、障害者団体の組織者と障害当事者の意識から明らかにすることができる。既に自立生活の実現に様々な取組みがなされてきた福祉

先進諸国の代表例としてアメリカ、イギリスおよび日本をとりあげ、各国の障害のある人びとの自立生活に関連する障害者運動や法律政策等を踏まえながら、中国の実情に対していかにそれらの経験から学べるかを提示し、今後の中国における障害のある人びとの権利擁護運動の方向性について、より合理的な提言を試みる。

3 本論文の構成と各章の要点

以下で、本論文の構成に従い、各章の要点を述べ、それによって本論文の要旨を記述する。

まず序章では、前述した研究の背景や目的、研究方法などを提示するとともに、本論文の構成について述べた。

第1章「本研究の理論枠組み」では、まず中国における「障害」の用語ならびに表記の変遷について述べ、また中国のほかに、用語の使い方と関係している日本における「障害」の呼び方に関する議論も行った。また、本論文では英語表現や、英語の略語をそのまま使っている用語について説明した。そして、本研究の基本的な理論枠組みとなる障害の社会モデルと、障害のある人びとの自立生活を考えるうえでの基本的な立場、および社会運動論の核心的な理念について論じた。

第2章「中国における障害のある人びとの実態」では、まず中国における「障害」の法制度上での定義や分類について検討した。また、中国の福祉体制と障害福祉の位置付けについて考察し、障害福祉政策の現状を明らかにした。そして、教育、就業、バリアフリー環境、介助、生活保障という側面から、現行で試みられた様々な施策の紹介に止まらず、それらを障害のある人びとの実態と照らし合わせ、中国において障害のある人びとが自立して生活することができない社会の内在的な要因を分析した。その結果、中国政府が障害のある人びとのために行っている支援が、障害のある人の権利を保障するという視点に欠けていることが明らかになった。障害のある人びとへの支援は、障害当事者とその家族に対する経済的援助と就労促進を主要な手段としており、政府による公的な福祉はきわめて限定的であることがわかった。また、障害に対する誤解や偏見によって障害のある人がさまざまな形で差別・排除されているが、中国における最も規模が大きい障害者団体としての障害者連合会は、こうした不公平な境遇を変え、障害のある人びとの権利に基づく行動を支える点で不十分であることを明らかにした。

第3章「福祉先進国における障害のある人びとの自立生活への道」では、福祉先進諸国における障害のある人びとが自立生活へと至る道を考察した。具体的には、まず先行研究から、社会運動理論に基づき得られた障害者運動の成功要因を整理して分析の枠組みを明確にし、そして中国に大きな影響を与えたと思われるイギリス、アメリカ、そして日本

の障害者運動を取り上げ、それぞれの国家の障害者運動の形成の要因や、集団的意識の共通点と相違点、そして運動の戦略と発展を促進するための社会的要因を検討した。これらの国家の経験から中国に適用できると考えられるものを明らかにした。まずイギリス社会モデルは、徹底的に障害の問題を「社会によって作られたもの」として捉え、政府の社会的責任を強調した。これに対し、アメリカの社会モデルについては、公民権運動に連動した「マイノリティーモデル」を主張すると同時に、「障害の普遍化」モデルも挙げられる。イギリス社会モデルの二元対立の主張と異なり、障害の定義を広げ、より多くの人と連帯することによって、障害問題の解決に対するニーズの普遍性を主張する。また、障害者運動が長期的に継続することができたのは、障害のある人びとが自らサービスの提供者になることが重要な要因であることと、自立生活の要求に至る前に、整備された介助保障サービスが必要であることがわかった。そして、日本の障害者運動の経験から、障害のある人の主体性を取り戻し、障害への否定的態度から肯定的な意識への転換を図るために、親や施設による「被保護」の関係からの解放が重要であることを示した。

第4章「当事者団体による障害者運動」では、中国における障害当事者団体から行われた運動の展開過程を分析し、障害のある人びとの権利を守るために、どのような成果を上げ、今後どのようなことが課題となるかについて検討した。特に、中国において最も活躍している障害者団体である「一加一」、および最初に自立生活プログラムを創設した「瓷娃娃自立生活項目」という民間団体に注目して調査を実施した。その結果、2008年の障害者権利条約の批准をきっかけに展開されてきた民間の障害者団体の活動は、福祉先進国における障害者運動の戦略と異なる中国独自の戦略を使い、障害意識の転換とインクルーシブな政策の実施に一定の成果を獲得したことを明らかにした。運動の展開は、「政府を批判する抗議運動をしない」、「ソーシャルオピニオンを通じた影響力を拡大」、「個別支援と行政への解決策の提供」という特徴がある。中国のDPOは、自立生活への関心が示され、講義、ピアカウンセリング、集団活動、自立生活体験等の形式を通じて、障害のある人びとへのエンパワーメント支援と技能訓練に焦点を当てる自立生活項目が行われており、社会へのアクセス行動や、障害のない人びとへの交流活動を通じて、障害意識の転換を確認することができた。一方、政府の制限によって障害者権利擁護運動の発展が難しくなり、DPOの展開活動と社会の底辺にいる障害のある人のニーズの大きな距離という課題が示された。そして、国際社会の影響を受けたDPOは、中国社会に自立生活の理念を導入してきたが、現在は一部の要介護者程度ではない障害のある人の間に実践されているに過ぎず、「重度障害を持っている人でも自立できる」というアメリカ等の自立生活運動において最も重要なところが無視されてしまったという問題が残されている。

第5章「非当事者団体による権利擁護運動」は、障害のある人びとの権利確立に大きな役割を果たしている非当事者により組織された団体に注目し、その活動の展開内容と成果について検討した。その結果、中国では非当事者団体による権利擁護運動も多くなされており、その特徴は第一に、知的障害・精神障害のある人のために行われるものが多いこと、第二に、非当事者団体はDPOとよく協力しながら、権利擁護を行うこと、そして第三に、非当事者団体もDPOと同様に、権利条約の内容に基づき運動を展開していることがわかった。

第6章「中国における障害者運動の考察」では、中国における障害のある人びとが置かれている現状と、障害者団体に対する調査結果および関連資料を踏まえながら、運動形成の社会環境要因、障害意識の転換、運動展開の社会文化要因、および国際社会の影響という側面から考察した。その結果、現在の中国障害者運動は、民間DPOの誕生と権利条約の批准、他の社会運動の戦略の提示、そして長い時間で溜まっている不満という社会要因によって、発生して展開している。また、国際社会の影響を受けて、障害の社会モデルの理念を中国に広げ、国内の障害意識を転換させようとする行動が、現在の障害者運動の中心的な部分である。一方、障害のある人びとの集団的意識は、権利条約の内容を通して形成されているのみであることが明らかとなった。全ての障害のある人びとの自立生活への要求はいまだ形成されていないことと、DPOは戦略を用いて政策の実施に影響を与えたが、政策の決定には参加しておらず、十分な政治的資源を獲得していないことが明らかになった。

また、福祉先進国の障害者運動史からの経験と照らし合わせながら、今後の中国における障害者運動の望ましい方向性について検討した。障害者運動の展開状況と中国の社会環境を踏まえて、現在の障害者運動の発展にとって最も重要なことは、より広範な支持を得ることだと考える。これをもとに、今後の社会モデルへの捉え方について検討した。その結果、集団的意識の形成と政治的資源の獲得がまだできない中国障害者運動にとって、Oliverを代表とするイギリス社会モデルに従って徹底的に社会的責任を主張する理念より、Zolaが提示した「普遍化モデル」の捉え方が、中国の障害者運動の発展に適合すると考える。

そして、国際社会の影響を大きく受けたDPOは、国連の障害者権利条約の内容に基づく権利主張の意識を重視しているが、最も不利な状況に置かれている障害のある人びとのニーズに応える活動があまり見られない。そのため、今後の障害者運動は、国際社会の影響下に留まるよりも、国内の障害のある人びとの多様なニーズを満たすことのできるサービスの提供を通じて、障害のある人びとの共通のニーズを把握し、中国の社会環境に適する権利擁護運動を行うことが重要であると考えられる。その上、これまでの成功戦略を

活用して、政府に介助保障制度の充実を求める行動が今後の方向の一つであると考えます。さらに、障害のある人の自己選択権と自己決定権を主張し、介助の担い手を家族から社会に移していく視点も重要視すべきです。

終章では、本研究の主な結論を整理して提示し、障害のある人びとの権利確立を将来的に実現していくための研究上および実践上の課題、そして今後の課題を記述しました。

学位論文審査報告書

2020年7月30日

1 論文提出者

金沢大学大学院人間社会環境研究科

専攻 人間社会環境学専攻

氏名 杜林

2 学位論文題目（外国語の場合は、和訳を付記すること。）

中国における障害者運動の展開と課題—2008年以降の民間障害者団体の活動を中心に

3 審査結果

判定（いずれかに○印） 合格 ・ 不合格

授与学位（いずれかに○印） 博士（社会環境学・文学・法学・経済学・学術）

4 学位論文審査委員

委員長 田邊 浩

委員 高橋 涼子

委員 森山 治

委員 眞鍋 知子

委員 村上 慎司

委員 _____

（学位論文審査委員全員の審査により判定した。）

5 論文審査の結果の要旨

本論文の著者は、修士論文において、障害当事者を対象とした聞き取り調査に基づいて、中国における障害者に対する差別の状況を明らかにした。その研究を踏まえて、博士課程においては、中国において障害者差別の問題を解消するための社会的方策に関する研究を志向してきた。その成果である本論文「中国における障害者運動の展開と課題—2008年以降の民間障害者団体の活動を中心に」では、主として障害者差別解消と障害者の権利確立のための障害者運動に着目して、障害者権利条約成立以降から現在までの展開を分析し、その意義と課題について検討したものである。

本論文の構成は以下のとおりである。序章と第1章において、本論文における研究の背景や目的、研究方法が提示され、本研究の理論枠組みとなる障害学における「障害の社会モデル」、障害者の自立生活運動の理念、社会運動論的アプローチについて検討された。

第2章では、中国における障害者に関する法制度や福祉政策について、資料に基づいて記述され、また中国当局による調査等によって、障害者のおかれた実態が明らかにされた。

第3章では、中国の障害者運動に大きな影響を与えたイギリス、アメリカ、そして日本の障害者運動が先行研究に基づいて検討され、中国の運動と比較するための準拠点が確立された。

第4章「当事者団体による障害者運動」では、聞き取り調査と各種資料によって、中国における障害当事者団体から行われた運動の展開過程を分析し、障害のある人びとの権利を守るために、どのような成果があげられ、今後どのようなことが課題となるかについて検討された。

第5章では、障害のある人びとの権利確立に大きな役割を果たしている、非当事者によって組織された団体に注目し、その活動の展開内容と成果について検討がなされた。

第6章では、中国における障害のある人びとが置かれている現状と、障害者団体に対する調

査結果および関連資料を踏まえて、運動形成の社会環境要因、障害意識の転換、運動展開の社会文化要因、および国際社会の影響という側面から考察され、中国の障害者運動がめざすべき方向性が提言された。

そして終章では、本研究で得られた主な知見が整理して提示され、障害のある人びとの権利確立を将来的に実現していくための研究上および実践上の課題、そして今後の課題が論述された。

以下、「課程博士学位論文審査要項」における審査基準に従って、審査結果について述べる。

(1)本論文は、中国における障害者差別解消に資する研究であることを明確に意識し、そのために障害者運動の展開に注目するというテーマが選択されており、学術的にも社会的にも高い意義を有するものである。

(2)中国における障害者運動の展開と課題を明確にするために、先行して障害者運動が展開されたイギリス、アメリカ、日本が比較対象とされ、まずそれらを先行研究にもとづいて検討し、そのうえで中国における障害者の置かれた社会環境、障害当事者や当事者以外により展開された運動について、聞き取り調査や資料を用いて分析がなされている。質的調査から獲得されたデータに基づいて実証的な研究が一貫した方法でなされている。

(3)前述のように、イギリス、アメリカ、日本における障害者運動について、イギリス、アメリカ、そして日本における多くの先行研究が参照され、それらを踏まえた上で中国における障害者運動について分析がなされている。また、そのさいに、中国における先行研究や多数の資料も参照されている。日本語、英語、中国語の文献が使いこなされた論文であることは、本論文のひとつの特徴をなしている。

(4)論述を裏付ける資料・文献の提示の仕方には当初からやや問題があったが、審査委員によ

る再三の指摘により問題は大幅に改善された。また、サーチ・クエスチョンが設定されてからそれが体系的に解明されて結論、そして実践的提言に至っており、学術論文としてふさわしい構成となっている。

(5)中国における障害者運動の独自の展開と戦略が、聞き取り調査と資料分析によって実証的に明らかにされている。また、中国における障害者運動が、イギリス、アメリカ、日本の障害者運動と比較されたうえで結論が導き出されており、国際比較研究としても意義深い貢献が認められる。

(6)中国における障害者運動の独自性が示され、そうした独自性が生み出された要因が明らかにされ、さらに中国の実情にふさわしい、中国の障害者運動がめざすべき方向性も提案されており、障害者運動に関して新たな知見をつけ加えた独創的な研究であると評価することができる。

本論文に対しては、論文発表会および論文検討会において、以上のような点が評価されつつも、いくつかの疑問や問題点も指摘された。それらに対して、著者はおおむね適切に回答しており、また本論文の限界も十分自覚しているものであることがえた。したがって、そうした限界があるにせよ、本論文は審査項目を十分に満たした研究であり、大学院における研究の集大成であり、かつ今後の研究活動の出発点となりうるものであるということを考慮するならば、博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものである、と審査委員一同で判定した。